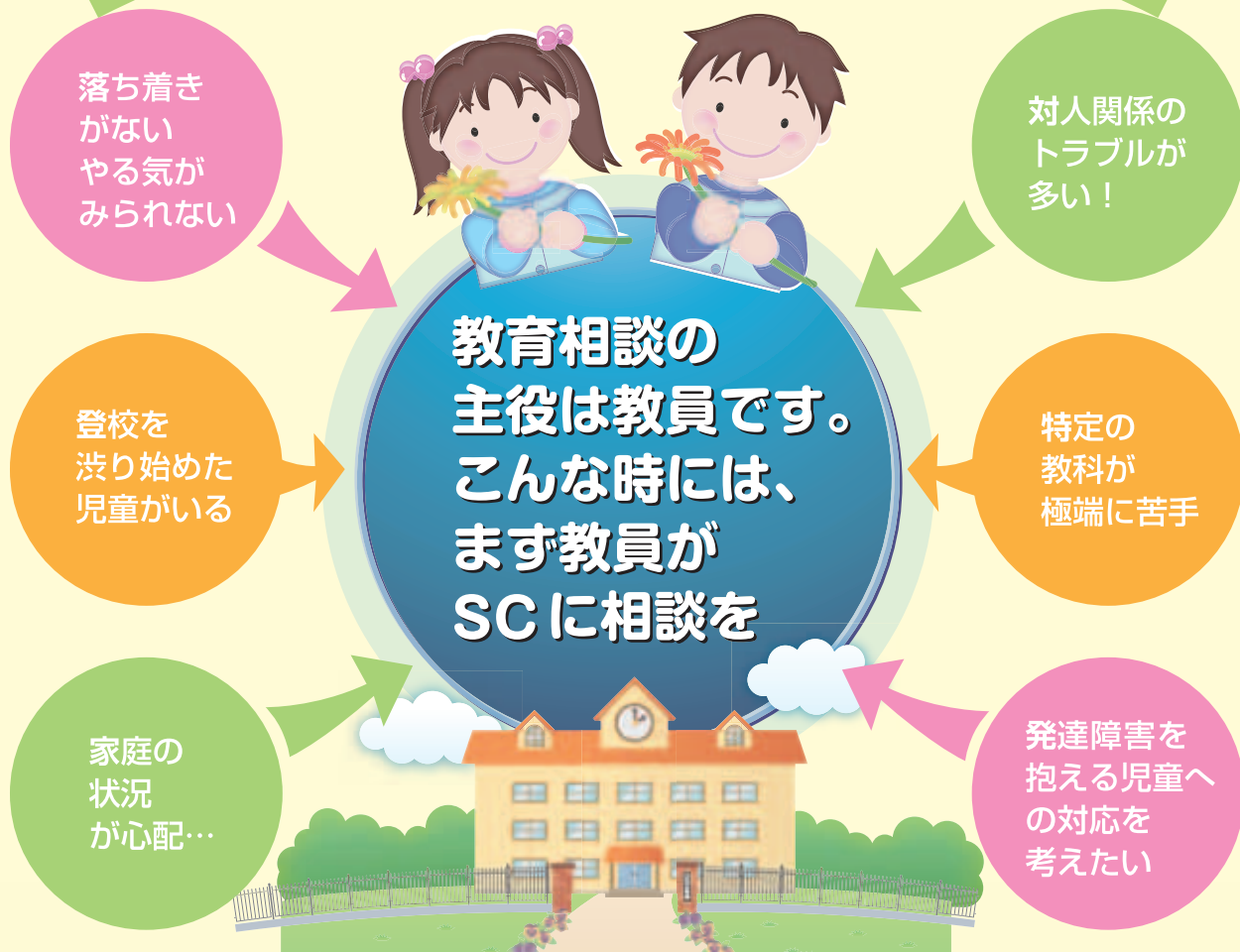


小学校における スクールカウンセラー活用の手引き

スクールカウンセラー（School Counselor 以下SC）は、児童が成長する過程で起きてくる心のような問題に対し、先生方や保護者とともに児童を理解し、よりよい対応を考える役割として、宮城県内の小・中学校に派遣されています。



スクールカウンセラー（SC）は、教員をサポートします。

— SCをよりよく活用し、児童の支援に役立てましょう—

- 児童の不安や悩みについての専門的・多角的理解
- 児童のコミュニケーションスキルを高めるかわり
- 保護者との面談を通じたより一層の児童理解
- 関係機関との連携を図る際の橋渡し
- 中学校進学時の連携のお手伝い
- 教員の研修やスキルアップ（震災後の心のケア、保護者対応のポイント、発達障害の理解など）
- 児童、保護者に対する心理教育

各カウンセラーの役割

教 育事務所専門カウンセラー

- 管内の教育相談のセンター的役割
- 小・中学校SCからの紹介ケースへの対応
- マネージメント・他機関との連携
- 管内の小・中学校研修(SC・教職員)
- 必要に応じ、学校訪問の実施

広 域カウンセラー

- 小学校の相談業務・面接・行動観察・情報収集
- 児童の見立て(アセスメント)
- 心理・発達の視点からのアドバイス(コンサルテーション)
- 校内支援体制のコーディネート
- 中学校、教育事務所等への紹介

連携

連携

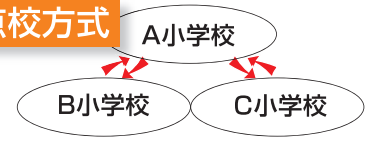
中 学校スクールカウンセラー

- 中学校の相談業務、コンサルテーション等
- 学区内小学校からの継続相談の要請への対応
- 教育事務所専門カウンセラー・広域カウンセラーとの連携強化例)中1ギャップの予防

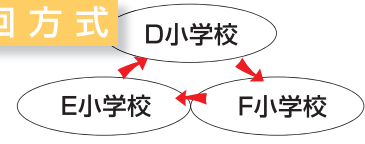
連携

[配置形態]

拠点校方式



巡回方式



固定方式

G小学校

広域カウンセラーの配置形態について

拠点校方式 …SCが拠点校に、月1回以上派遣されるスタイル

巡回方式 …SCが各学校に、年数回派遣されるスタイル

※【巡回方式】では、基本的には継続カウンセリングは難しい

固定方式 …SCが学校の希望により1つの学校に派遣されるスタイル

※それぞれの役割を生かして連携・協力しながら活動を行うことが大切です。

<校内における教育相談活動の組織化のために>

教育相談体制にSCを位置付け、SCの活用について共通理解を図りましょう。

<SC担当教員の役割>…「SC担当教員」を決めましょう。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ・SCと教員のつなぎ役をします。 | ・相談日の朝にはSCと活動予定の打合せをします。 |
| ・SCの活動や面談申し込み方法について児童や保護者に紹介します(便りや授業参観日などで説明するなど)。 | ・SCとの情報交換(担任からの情報を伝えるなど)をします。 |
| ・相談の申込を調整し、対象児童や保護者への連絡をします。 | ・SCと相談してケース会議を企画します。 |
| | ・SCと相談して、児童の心理教育や教員研修会を企画します。 |

学校における活動例

<活動予定の例>

[時間]	[主な内容]	月
〇〇時～〇〇時	SC担当教員との情報交換	日
〇〇時～〇〇時	△年△組のAさんの行動観察	()
給食時	今日の給食:△年△組	日
昼休み	児童の自由来談・個別面談	日
〇〇時～〇〇時	△年△組のAさんの母親の個別面談	
放課後 〇〇時	Aさんの担任との情報交換	
〇〇時	SC担当教員、養護教諭との情報交換	

1日の予定を担当教員とSCで確認しましょう。

<情報交換の例>

【SC担当教員や担任等からSCに伝える情報】

- ・学校や地域の状況
- ・児童・保護者の情報(関係機関での診断結果等)
- ・SCにお願いしたいこと

【SCからSC担当教員や担任等に伝える情報】

- ・行動観察や面談の結果からの専門的な見立て
- ・問題の背景や行動の意味
- ・今後の支援方針の提案

SCには必要に応じて職員会議・不登校対策会議等に参加してもらい、情報を共有するのも効果的です。

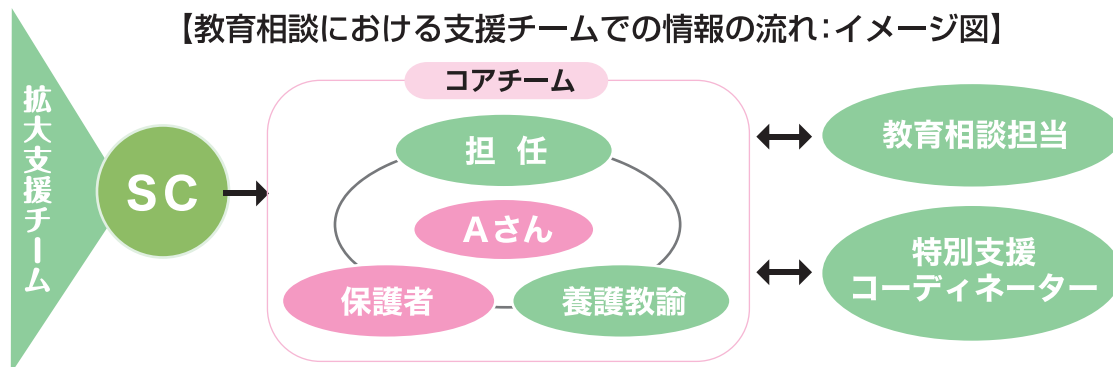
授業や休み時間における行動観察も大切です。

守秘義務に配慮しつつ情報を共有し、一緒に考えていきましょう！

休み時間の相談室の利用については、校内で共通理解を図りましょう。相談している時には『相談中』の表示をし、安心して話ができる環境を整えましょう。



【教育相談における支援チームでの情報の流れ:イメージ図】



守秘義務について

カウンセラーは、面接内容や個人情報が必要以上に漏らしてはならないという倫理的責任を有しています。しかし、スクールカウンセリングにおいては、SCのもつ情報をチーム(校内組織)全体で共有することが、よりよい支援を可能にする側面をもちます。そのため「集団守秘義務」という考え方で、チーム全体で守秘を徹底し、情報を有効に活用しようとする態度がSC、教員の双方に求められます。

教育相談窓口一覧

相談窓口名	所在地	電話番号	相談曜日・時間	備 考
大河原教育事務所	柴田郡大河原町 字南129-1	・電話相談 0224-53-3111 (内線570) ・面接相談(要予約)	月火水木曜日 9:00～16:30	・在学青少年育成員 月火水木曜日 ・専門カウンセラー 月水曜日9:10～16:40
仙台教育事務所	仙台市青葉区 堤通雨宮町4-17	・電話相談 022-275-9111 (内線2515) ・面接相談(要予約)	月～金曜日 9:00～16:00	・在学青少年育成員 月～金曜日 ・専門カウンセラー 火水曜日9:00～16:00
北部教育事務所	大崎市古川旭 4-1-1	・電話相談 0229-91-0739 (内線578) ・面接相談(要予約)	月火木金曜日 9:00～16:00	・在学青少年育成員 月火木金曜日 ・専門カウンセラー 月木曜日9:30～16:40
栗原地域事務所	栗原市築館藤木 5-1	・電話相談 0228-22-2139 (直通) ・面接相談(要予約)	月～木曜日 9:00～17:00	・在学青少年育成員 月～木曜日 ・専門カウンセラー 火木曜日9:00～17:00
東部教育事務所	石巻市東中里 1-4-32	・電話相談 0225-95-7949 (直通) ・面接相談(要予約)	月火木金曜日 9:00～16:00	・在学青少年育成員 月火木金曜日 ・専門カウンセラー 火木曜日9:30～16:20
登米地域事務所	登米市迫町佐沼 字西佐沼150-5	・電話相談 0220-22-6111 (内線663) ・面接相談(要予約)	月金曜日 9:00～17:00	・在学青少年育成員 月水金曜日 ・専門カウンセラー (週により曜日変更) 月金曜日9:00～17:00
南三陸教育事務所	気仙沼市赤岩 杉ノ沢47-6	・電話相談 0226-24-2573 (直通) ・面接相談(要予約)	月火木金曜日 9:00～16:00	・在学青少年育成員 月火木金曜日 ・専門カウンセラー 火木曜日10:00～16:00
教育研修センター 子どもの教育相談	仙台市泉区南中 山5-3-1	022-376-2571	月～金曜日 9:00～16:00	児童生徒に係る教育相談
特別支援教育センター	仙台市泉区南中 山5-3-1	予約面談可 022-348-2171	月～金曜日 10:00～16:00	障害や発達の遅れ・偏りがあると思われる乳幼児・児童・生徒の教育相談
不登校相談センター	仙台市泉区南中 山5-3-1	予約面談可 022-348-2265	月～金曜日 9:00～16:00	・教職員、SCに対するコンサルテーション等(含震関連) ・保護者の不登校相談

<児童相談所>……………17歳以下のお子さんについての養護、非行、性格行動、発達、里親等に関する相談

- 中央児童相談所 022-224-1532(塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市・刈田郡・柴田郡・伊具郡・亘理郡・宮城郡・黒川郡の町村にお住まいの方)
- 北部児童相談所 0229-22-0030(大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町にお住まいの方)
- 東部児童相談所 0225-95-1121(石巻市、登米市、東松島市、女川町にお住まいの方)
- 東部児童相談所気仙沼支所 0226-21-1020(気仙沼市、南三陸町にお住まいの方)

<子ども総合センター>

- 巡回相談の受付電話 022-224-1497(宮城県子どものこころのケアチームの巡回相談)
- 附属診療所 022-224-1558(有料・予約制:子どもの神経症、心身症などに関する相談)